## 意見聴取要請(12月4日現在)

12月4日現在で意見を求められている案件は下記のとおり。

## 農林水産省から

薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適用される第 23 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての承認をすること

- 1. 平成 15 年 8 月 5 日付 15 消安第 987 号
  - ・エトキサゾールを主成分とする動物用殺虫剤
  - ・エトキサゾール(原薬)
- 2. 平成 15 年 10 月 31 日付 15 消安第 3008 号
  - ・イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫 剤(ノックベイト)
- 3. 平成 15 年 11 月 11 日付 15 消安第 3306 号
  - ・牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン(リスポバル)

## 厚生労働省から

食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 7 条第 1 項の規定に基づき、 同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中 の残留基準を設定すること

- 1. 平成 15 年 8 月 5 日付 厚生労働省発食安第 0805006 号
  - ・エトキサゾール
- 2. 平成 15 年 10 月 31 日付 厚生労働省発食安第 1031001 号
  - ・イミダクロプリド
- 3. 平成 15 年 11 月 11 日付 厚生労働省発食安第 1111003 号
  - ・牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン